

# 振興計画と総合戦略の一体化について

## 1. 背景

第2期土佐清水市創生総合戦略（以下、「総合戦略」という）は、令和2年度から令和6年度の5年間に講ずる具体的な施策を定めるものとして策定した。

令和3年度から令和7年度までを計画期間とする第7次土佐清水市総合振興計画（以下、「振興計画」という）後期実施・事業計画が策定されたことを受け、上位計画に位置付けられる振興計画との整合性を確保するため、具体的な取り組みなどについて一部改訂を行った。

## 2. 現状における課題

### (1) 作業の重複

振興計画と総合戦略は、共通する作業が多く、別々に実施する場合には、その整合性を確保するため、内容が重複している部分が少なからずあり、策定作業や進捗管理、効果検証、改訂等でこれらの作業を別に行うこととなり、業務量が增大する。

### (2) 計画期間の相違

総合戦略は、令和2年度から令和6年度の5年間、振興計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間で計画期間としており、次期総合戦略の策定の1年後には、次期振興計画を策定することとなる。このことが、双方の関係の複雑化、進行管理の手間などの課題の原因になっている。また、総合戦略に位置付けた事業が1年後、財政状況や社会情勢の変化等の事情により、振興計画に位置付けられない場合、総合戦略の残りの4年間の実効性の確保が困難となるなどの問題点もある。

変更前														
	計画期間	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
総合戦略	5年		終了年度 次期計画 策定	第3期計画				第4期計画						
総合振興計画	10年			終了年度 次期計画 策定	第8次計画									
総合振興計画 (実施計画)	5年			終了年度 次期計画 策定	第8次 前期計画				第8次 後期計画					



変更後														
	計画期間	R5	R5/R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
総合戦略	5年	改定 期間延長	改定 DX追加	終了年度	総合振興計画の実施計画に位置付ける									
総合振興計画	10年			終了年度 次期計画 策定	第8次計画									
総合振興計画 (実施計画) 総合戦略	5年			終了年度 次期計画 策定	第8次 前期計画 (第3期総合戦略)				第8次 後期計画 (第4期総合戦略)					

### 3. 振興計画と総合戦略を一体化することによるメリット

#### (1) 振興計画との整合性

振興計画に総合戦略を包含させ、計画内容を一体化することにより、双方の関係性が明確となり、振興計画と整合性の取れた総合戦略とすることが可能となる。

#### (2) 業務量の削減

計画を別に策定することに伴う、進捗管理等が別に発生することの解消につながるため、業務量の削減が可能となる。また、振興計画と総合戦略の計画期間を同一の期間とし、策定作業等を一体化することにより、業務量の削減が可能となる。

### 4. 一体化案

- ・総合戦略の計画期間が令和6年度までとなっているため、総合振興と1年間の差異が生じている。このため、現行の総合戦略を1年間延長する。
- ・振興計画改定時となる令和7年度に、総合戦略を包含する。
- ・総合戦略の基本目標に対するKPIは、令和6年3月に計画期間の延長に応じた変更を行う。

### 5. 総合戦略の計画期間延長に関するKIP等改正の協議

- ・第3回土佐清水市総合振興計画等検討会議（令和6年3月）において、書面決議により審議を行う。